

十和田市協働による除雪の推進に関する条例が制定されました (平成25年12月1日スタート)

【条例により市民が遵守すべき事項】

第6条 市民は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自己の所有し、又は使用する敷地内の雪をみだりに道路に出さないこと。
- (2) 建築物から道路に雪を落下させないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 路上駐車その他除雪作業に支障が生じる行為をしないこと。

路上駐車はやめましょう



たった1台の路上駐車が、除雪作業の支障となり、道路を除雪出来なくなります。除雪がされないとまわりの方にも迷惑になります。

【指導】

上記の遵守事項が守られないことにより、除雪作業に支障が生ずるおそれがある場合は、遵守事項を守るよう又は必要な措置を講ずるよう指導することとなります。

路上駐車は、法律で禁止されており、罰せられる恐れがあります

- ・ 道路交通法第44条
 停車及び駐車が禁止されている道路では停車、駐車してはならない。・・・15万円以下の罰金
- ・ 道路交通法第45条第1項
 駐車が禁止されている道路では駐車してはならない。・・・15万円以下の罰金
- ・ 自動車の保管場所の確保に関する法律第11条1項
 保管場所としての道路使用・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・ 自動車の保管場所の確保に関する法律第11条第2項
 引続き12時間以上の路上駐車、夜間の引続き8時間以上の路上駐車・・・20万円以下の罰金